



# 島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第83号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第53号）

## 1 規則の概要

(1) 平成21年度組織改正を次のように行うこととした。

地方機関

部	事務所等	改正の概要
健康福祉部	西部福祉事務所	廃止

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第53号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「第171条第6項」を「第171条第5項」に改める。

第12条第1項の表政策企画局の部秘書課の項中「総務グループ」を「総務スタッフ」に改め、同表総務部の部税務課の項中「税務電算グループ」の次に「、課税自主権スタッフ」を加え、同表環境生活部の部環境生活総務課の項中「企画調整スタッフ、安全・安心スタッフ」を「企画調整・安全安心スタッフ」に改め、同部環境政策課の項中「化学物質・アスベスト対策スタッフ」を「化学物質管理スタッフ」に改め、同表健康福祉部の部医療対策課の項を次のように改める。

医療対策課	医事グループ、看護職員確保グループ、地域医療支援グループ、がん対策スタッフ、医療企画スタッフ
-------	--

第12条第1項の表健康福祉部の部高齢者福祉課の項中「介護予防・運営支援グループ」を「運営支援グループ」に改め、「、介護計画策定スタッフ」を削り、同部障害者福祉課の項中「、自立支援連携スタッフ」を削り、同部薬事衛生課の項中「、食の安全スタッフ」を削り、同表農林水産部の部農畜産振興課の項中「畜産グループ」の次に「、畜産生産基盤グループ」を加え、同部農地整備課の項中「水利防災グループ」を「水利グループ、防災グループ」に改め、同部林業課の項中「森林組合育成強化スタッフ」を「森林組合・担い手育成スタッフ」に改め、同部森林整備課の項中「林道推進・治山対策スタッフ」を「森林環境保全スタッフ」に改め、同表商工労働部の部観光振興課の項中「観光宣伝グループ」の次に「、観光戦略スタッフ」を加え、同部産業振興課の項中「事業化支援スタッフ」を「事業化支援・産学官連携スタッフ」に改め、同部雇用政策課の項中「産業人材育成グループ」の次に「、職業能力開発グループ」を加え、同表土木部の部道路維持課の項中「道路管理グループ」を「管理連携スタッフ、道路管理グループ」に改め、同条第2項の表以外の

「  
部分中「又はスタッフ」を削り、同項の表中 

グループ又はスタッフ
------------

 を 

グループ
------

 に改め、同条  
」

第5項の表広聴広報課の項中「対話推進グループ」を削り、同表農畜産振興課の項中「農産物安全担当スタッフ、畜産物安全担当スタッフ」を「農産物安全グループ、畜産物安全グループ、食品表示グループ、県産品認証制度スタッフ」に改める。

第14条第1項の表政策企画局の部政策企画監室の項に次の1号を加える。

- (8) 業務の適正化に関すること。

第14条第1項の表総務部の部税務課の項第4号中「(徴収・市町村税支援室)」を削り、同表健康福祉部の部健康推進課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同項第13号中「第16号」を「第15号」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同部高齢者福祉課の項第4号中「策定」を「進行管理」に改め、同表農林水産部の部農畜産振興課の項中第31号を第32号とし、第22号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

- (2) 安全で美味しい島根の県産品認証制度の推進に関すること(食料安全推進室)。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項第1号中「こと」の次に「(森林整備課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同部森林整備課の項中第19号を第20号とし、第1号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 森林吸収源対策に関すること(林業課の所掌に属するものを除く。)

第14条第1項の表商工労働部の部商工政策課の項に次の1号を加える。

- (8) 農商工連携に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部産業振興課の項第4号を削り、同項第5号中「こと」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同部中小企業課の項中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 中小企業の経営革新等の支援に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部中小企業課の項に次の2号を加える。

- (20) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)の施行に関する  
こと。

- (21) しまね地域資源産業活性化基金に関すること。

第14条第1項の表土木部の部建築住宅課の項第2号を削り、同項第3号中「建築物(」の次に「国土交通省所管の)」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「建築物の建築基準」を「建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「建築士」を「建築士法(昭和25年法律第202号)の施行」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「(かけ地近接等危険住宅移転事業)」を「建築物の防災対策」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「独立行政法人住宅金融支援機構からの受託業務」を「建築物のバリアフリー化」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を削り、第9号を第7号とし、同項第10号中「)」の次に「及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)」を加え、同号を同項第8号とし、同項中第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同項第13号中「住宅宅地関連公共施設整備促進事業」を「住宅市街地総合整備事業等」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第14号を第12号とし、第15号を削り、同項第16号中「(」の次に「国土交通省所管の)」を加え、同号を同項第13号とし、同項第17号中「建築の統計」を「地域優良賃貸住宅供給促進事業」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第18号から第22号までを削り、第23号を第15号とし、同項に次の1号を加える。

- (16) 定住促進賃貸住宅建設事業に関すること。

第16条第2項の表部又は局の部中

「

技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。
----	--

」

を

「

危機管理監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る事務を掌理する。
-------	--

技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。
----	--

」

に改める。

第17条の表健康福祉部の主管に属する機関の部中「福祉事務所  
保健所」を「保健所」に改める。

第21条第2項の表県土整備局の部業務部の項中「、災害用地スタッフ」を削り、同部農林工務部の項中「農村整備グループ」の次に「、農道整備グループ」を加え、同部土木工務部の項中「河港砂防グループ、災害工務第一グループ、災害工務第二グループ」を「河港砂防第一グループ、河港砂防第二グループ」に改め、同条第8項の表県土整備局の部維持管理部の項第1号中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号中「第5号まで及び第8号」を「第3号まで、第5号、第6号及び第9号」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第18号を第19号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「第10号、第13号及び第14号」を「第11号、第14号及び第15号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 空港の工事の執行に関すること。

第22条第6項の表総務管理部及び総務企画部の部中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同表事務所の部中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同部第16号中「こと」の次に「(益田事務所を除く。)」を加え、同号を同部第15号とし、同部中第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

第31条第2項中「、学芸グループ及び学芸スタッフ」を「及び学芸グループ」に改める。

第35条を次のように改める。

### 第35条 削除

第37条第1項を次のように改める。

保健及び環境に関する試験、検査及び研究を行うため、保健環境科学研究所を設置する。

第37条第3項の表総務企画情報グループの項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保健情報の解析提供及び調査研究に関すること。

第37条第3項の表保健科学部の部第3号中「保健情報」を「感染症情報」に改め、同部第5号を次のように改める。

(5) 食品中の化学物質等に関する情報の解析提供に関すること。

第37条第3項の表保健科学部の部第6号を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 保健環境科学研究所は、松江市に置く。

第43条第2項中「支援企画スタッフ」を「総務・支援企画スタッフ」に改める。

第45条第1項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第46条第1項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項の表西部農林振興センターの部中「、企業参入促進スタッフ」を削る。

第47条第3項の表加工研究部の項中「、技術普及スタッフ」を削る。

第50条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第51条第3項の表以外の部分中「、スタッフ」を削り、同項の表中「グループ、スタッフ又は担当」を

「  
グループ又は担当」に改める。

第54条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第55条第3項の表総合調整部の項中「、企画広報スタッフ」を削り、同表内水面浅海部の項中「内水面グループ」を「企画広報スタッフ、内水面グループ」に改め、同条第4項の表総合調整部の項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同表漁業生産部の項に次の1号を加える。

(7) 漁業経営の調査及び指導に関すること。

第55条第4項の表内水面浅海部の項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 水産業に関する試験研究の企画及び調整に関すること。

(3) 水産業に関する試験研究の情報に関すること。

第57条第3項中「総務観光立地スタッフ」を「総務観光・企業誘致スタッフ」に改める。

第64条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項の表松江県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理グループ」を「管理第一グループ、管理第二グループ」に改め、同部農林工務部の項中「用水・防災グループ」を「水利グループ、防災グループ」に改め、同表出雲県土整備事務所の部業務部の項中「災害用地スタッフ」を「街路用地スタッフ」に改め、同部維持管理部の項中「管理グループ」を「管理第一グループ、管理第二グループ」に改め、同部土木工務部の項中「河港砂防グループ、都市河川グループ」を「河川第一グループ、河川第二グループ、港湾砂防グループ」に改め、同部災害工務部の項を削り、同表浜田県土整備事務所の部業務部の項中「、高速道用地スタッフ」を削り、同部農林工務部の項中「治山・林道グループ」を「治山・林道第一グループ、治山・林道第二グループ」に改め、同条第6項の表業務部の部第2号中「ただし、県央県土整備事務所にあつては、秩序維持に係る業務に限る。」を削り、同表維持管理部の部中「にあつては第18号及び第19号」を「にあつては第4号に規定する事務、第19号及び第20号」に改め、「ダム管理所の所掌に属するもの」の次に「並びに第22号に規定する事務（第4号に係るものに限る。）」を加え、「、第4号及び第8号に規定する事務」を「から第6号まで及び第9号に規定する事務並びに第22号に規定する事務（第3号から第6号まで及び第9号に係るものに限る。）」に、「もの並びに第18号及び第19号」を「事務、第4号に規定する事務、第19号及び第20号」に改め、同部第1号中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同部第22号を同部第23号とし、同部第21号中「第5号まで、第8号及び第9号」を「第6号まで、第9号及び第10号」に改め、同部第22号とし、同部中第20号を第21号とし、第5号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同部第4号中「第11号、第14号及び第15号」を「第12号、第15号及び第16号」に改め、同部第5号とし、同部第3号の次に次の1号を加える。

(4) 空港の工事の執行に関すること。

第64条第6項の表土木工務部の部中「、第6号及び第10号」を「及び第9号」に、「第7号、第10号及び第12号」を「第9号及び第11号」に改め、「及び第6号」を削り、「第7号まで、第10号及び第12号」を「第6号まで、第9号及び第11号」に、「第6号及び第12号」を「第11号」に、「第4号及び第12号」を「第4号及び第11号」に改め、同部第1号中「第7号及び第8号」を「第6号及び第7号」に改め、同部中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同部第14号中「第12号まで」を「第11号まで」に改め、同部第13号とし、同表災害工務部の部を削り、同表建築部の部第1号中「建築物の建築基準及び建築士」を「建築基準法」に改め、同部第2号中「宅地造成等規制法の施行」を「建築士法」に改め、同部第3号中「宅地建物取引業」を「宅地建物取引業法」に改め、同部第4号中「（」の次に「国土交通省所管の」を加え、同部第5号中「管理」を「整備及び管理」に改め、同部第6号中「住宅の需給計画」を「建築物の防災対策」に改め、同部中第7号を削り、第8号を第7号とし、同部第9号中「市街地再開発事業（土木部建築住宅課の所掌に属するものに限る。）」を「住宅市街地総合整備事業等」に改め、同部第8号とし、同部中第10号及び第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、第15号を削り、第16号を第12号とし、第17号を第13号とし、同項に次の1号を加える。

(14) 建築物のバリアフリー化に関すること。

第64条第6項の表志津見ダム・尾原ダム対策スタッフの項中「事業調整」の次に「及び工事の執行」を加える。

第65条第3項中「に」の次に「、総合調整スタッフ」を加え、「開発グループ」を「建設第三グループ」に改める。

第66条第3項の表業務部の項中「用地第一グループ、用地第二グループ、用地第三グループ」を「用地グループ」に改

める。

第67条第4項第3号及び第4号中「空港整備事業」を「空港事業」に改める。

第68条第3項中「維持管理グループ」の次に「及び技術管理スタッフ」を加える。

第69条第1項の表中

福祉事務所	所長	上司の命を受け、福祉事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	を
保健所	所長	上司の命を受け、保健所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

「

保健所	所長	上司の命を受け、保健所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	に、
-----	----	---------------------------------	----

」

「

館	館長	上司の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	を
センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

」

「

センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	に、
------	-------	----------------------------------	----

」

「

科	科長	上司の命を受け、科の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
分室	分室長	上司の命を受け、分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

」

「

分室	分室長	上司の命を受け、分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	に、
----	-----	--------------------------------	----

」

「

指導所	指導所長	上司の命を受け、指導所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

」

「

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	に改め、同条第3項の表
----	-----	--------------------------------	-------------

」

地方機関の部総合調整監の項を削る。

第71条第1項の表法令によるものの部島根県土地利用審査会の項中「第39条第1項」を「第39条第2項」に改め、同部島根県介護保険審査会の項中「第184条」を「第183条」に改め、同部中

「

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第1項の規定による就業制限の通知、患者の入院の	を	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項の規定による就業制限の通知、患者の入院の	に改め、
---	---	---	------

」

勸告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審議に関する事務
------------------------------------

」

勸告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審議に関する事務
------------------------------------

」

同部島根県建築審査会の項中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同部島根県建築士審査会の項中「（昭和25年法律第202号）」を削る。

附則第3項の表竹島担当スタッフの項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同表安全・安心スタッフの項を次のように改める。

企画調整・安全安心スタッフ
---------------

平成24年3月31日
------------

附則第3項の表貿易促進支援室の項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の島根県行政組織規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この規則による改正後の島根県行政組織規則の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。